

（側方照射灯）

第122条 側方照射灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第33条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 側方照射灯の光度は、16,800cd以下であること。
 - 二 側方照射灯は、その照射光線の主光軸が、取付部より後方の地面、左側に備えるものにあつては取付部より右方の地面、右側に備えるものにあつては取付部より左方の地面を照射しないものであること。
 - 三 側方照射灯の灯光の色は、白色であること。
 - 四 側方照射灯は、灯器が損傷し又はレンズ面が著しく汚損したものでないこと。
- 2 次に掲げる側方照射灯であつてその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき装置の指定を受けた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯
- 3 側方照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、側方照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一 側方照射灯は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯が点灯している場合にのみ点灯する構造であること。
 - 二 自動車の各側の側方照射灯は、同じ側の方向指示器が作動する場合又はかじ取装置が直進状態から同じ側に向けられた場合に限り作動する構造であること。ただし、後退灯が作動した場合には、かじ取装置の向き又は方向指示器の作動にかかわらず、自動車の両側の側方照射灯を作動させることができる。
 - 三 側方照射灯は、方向指示器の作動が解除された場合又はかじ取装置の操舵角が直進状態に戻った場合、自動的に作動が停止する構造であること。ただし、前号ただし書の規定に基づき作動する側方照射灯にあつては、後退灯の作動が解除された場合には、自動的にその作動が停止する構造であること。
 - 四 側方照射灯は、その照明部の下縁の高さが地上0.25m以上、上縁の高さが地上0.9m以下であつてすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
 - 五 側方照射灯は、車両中心面の両側に1個ずつ取り付けられていること。
 - 六 側方照射灯の照明部の最後縁は、自動車の前端から1mまでの間にあること。

- 七 側方照射灯は、その照射光線の方法が振動、衝撃等により容易にくるうおそれのないものであること。
 - 八 側方照射灯は、点滅するものでないこと。
 - 九 側方照射灯の直射光又は反射光は、当該側方照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。
 - 十 側方照射灯は、灯器の取付部及びレンズ取付部に緩み、がたがない等第1項に掲げる性能を損なわないように取り付けられていること。
- 4 次に掲げる側方照射灯であってその機能を損なう損傷等がないものは、前項各号の基準に適合するものとする。
- 一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯
 - 二 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯
 - 三 法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置としての指定を受けた自動車に備える側方照射灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた側方照射灯又はこれに準ずる性能を有する側方照射灯